

金融業界の再編と破綻

News Alert

東京

BAKER & MCKENZIE

東京青山・青木・狛法律事務所

2008年9月

リーマン・ブラザーズ最新情報 — 2008年9月

この緊急速報は、ここ数日の主な経緯を要約し、関係者各位に本件を含めた最近の金融事情の考察を掲載します。

- 2008年9月15日、リーマン・グループの親会社であるリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」といいます。）は、米国連邦倒産法第11章に基づく申立をいたしました。リーマン・ブラザーズは、ニューヨークに本社を置き、ロンドンと東京に地域本部を設け、世界全域の事業所とのネットワークにもとづき事業展開をしています。LBHIのブローカー・ディーラーである子会社またはその他子会社は、第11章の申請の対象には含まれておらず、また、米国の登録ブローカー・ディーラーのすべてが営業を継続します。リーマン・ブラザーズ・インターナショナル（ヨーロッパ）、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス Plc、リーマン・ブラザーズ・リミテッドおよび LB UK RE ホールディングス・リミテッドを含めた英国企業の取締役は、法的管理を受けるための手続を講じており、また、英国のグループ企業の多くが、1986年英国倒産法に基づき会社管理手続（administration proceeding）を開始しました。
- 2008年9月16日、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス株式会社およびリーマン・ブラザーズ証券株式会社（以下「リーマン・ブラザーズ証券」といいます。）は、日本の民事再生法に基づき東京地方裁判所において民事再生手続を申し立てました。東京地方裁判所は、2008年9月16日付けで両社に保全処分命令を出し、この命令にもとづき、両社は、例外事項を除き、2008年9月15日までに生じた原因に基づく債務の弁済を禁じられました。金融庁は、2008年9月15日、リーマン・ブラザーズ証券に対して業務停止命令も発しました。業務停止命令にもとづき、リーマン・ブラザーズ証券は、2008年9月15日から2008年9月26日まで、「金融商品取引業」のすべて（2008年9月12日以前に締結された既往の契約の履行および結了に関連する取引等ならびにリーマン・ブラザーズ証券の顧客の預り資産の返還等に関する取引を除きます。）を停止します。全債権者間の公平な取り扱いを確保し、再生手続が秩序正しく履行されるよう、両社は、日本の関連する所轄官庁に協力すると共に、財務状況の確認作業を行なっています。また、両社は、「正確な財務状況が確認されるまで、既往の契約の決済を停止」します。

www.taalo-bakernet.com

東京青山・青木・狛法律事務所
ベーカー&マッケンジー外国法
事務弁護士事務所
(外国法共同事業)
〒100-0014
東京都千代田区永田町2-13-10
ブルデンシャルタワー
電話：03-5157-2700
ファクシミリ：03-5157-2900

- 2008年9月16日、リーマン・ブラザーズ・アジア・リミテッド、リーマン・ブラザーズ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド、およびリーマン・ブラザーズ・フューチャーズ・アジア・リミテッドは、別途通知があるまでの期間、香港証券取引所および香港先物取引所における取引の停止を含め、業務を停止しました。報道発表によれば、リーマン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・リミテッドは、「平常通り」に営業を継続し、また、リーマン・ブラザーズのグループ企業が発行しまたは組成した小口仕組商品に関する通知を、別途、可及的すみやかに発行することです。
- 2008年9月16日に、パークレイズ銀行（パークレイズ・バンク・ピーエルシー）の投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルは、実質的にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの100%子会社であるリーマン・ブラザーズ・インクの北米における事業および営業用資産の全部、ならびにリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクおよびその関連会社の一部関連資産と負債とを、250百万ドルの現金および一部の偶発資産から構成される対価で、取得する旨の契約に調印しました。パークレイズは、ニューヨーク市の7番街745番にあるリーマン・ブラザーズの本部およびニュージャージー州にある2箇所のデータ・センターを総額約1,450百万ドルで買い取る売買契約も締結しました。取得予定の事業には、リーマン・ブラザーズの投資銀行業務、債券および株式販売業務、トレーディングおよびリサーチ業務、ならびに一部サポート部門が含まれる予定です。北米のリーマン・ブラザーズ・インクおよびリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク、ならびにその一部子会社の従業員併せて約10,000人が、上記取引によりパークレイズに加わる予定です。
- 2008年9月16日に、香港証券先物委員会は、会社およびその顧客の資産を保全し、顧客および一般投資家の利益を保護するために、香港におけるリーマン・ブラザーズ4社に対して制限通知書を交付しました。4社とは、リーマン・ブラザーズ・アジア・リミテッド、リーマン・ブラザーズ・セキュリティーズ・アジア・リミテッド、リーマン・ブラザーズ・フューチャーズ・アジア・リミテッドおよびリーマン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・アジア・リミテッドです。制限通知書は、証券先物法第204条および第205条に基づいて交付されました。リーマン・ブラザーズ・アジア・リミテッドに対する制限通知書は、顧客およびその資産との取引を制限しています。他の会社に対する制限通知書の条件には、一部許可される例外が含まれています。リーマン・ブラザーズ・セキュリティーズ・アジア・リミテッドに対する制限通知書は、過去2日間における未処理の取引について現金の支払を条件として、会社はその顧客に対して有価証券を引き渡すことを認めています。リーマン・ブラザーズ・フューチャーズ・アジア・リミテッドに対する制限通知書は、会社が顧客と連絡をとり、2008年9月16日中に未決済のポジションを規則に則って清算することを認めています。リーマン・ブラザーズ・アセット・マネジメント・アジア・リミテッドに対する制限通知書は、通常業務の継続を認めています。自己資金を支出することは一切認められていません。香港証券先物委員会は、引き続き状況を注意深く監視し、必要があれば制限通知書を変更することとなります。

- 2008年9月17日に、香港特別行政区の高等法院の命令により、KPMGのポール・ブラフ、エドワード・ミドルトンおよびパトリック・カウリーがリーマン・ブラザーズ・セキュリティーズ・アジア・リミテッドおよびリーマン・ブラザーズ・フューチャーズ・アジア・リミテッドが提出した清算申立における2社の暫定清算人に任命されました。KPMGのリリースには、暫定清算人の当面の役割は、リーマンの2社の事業価値を保全し、適切な取引戦略がとれるようにするため、上記2社の現地の経営陣と協力し、現状を把握することにあると記載されています。

初期考察

最初の対策として、自らの権利の保護または契約の解除を求める当事者は、どのリーマン・ブラザーズの企業がその相手方であることを確認し、適切な法的アドバイスを求めなければなりません。利害関係人および当事者は、最近の事象（米国、英国および日本におけるより広範なグループ倒産手続を含みます。）のいずれがクロス・デフォルト規定のトリガーとなる可能性があるのか、そして権利義務に影響を及ぼすかを確認するために契約条項を確認する必要があります。

日本においては、投資家は、リーマン・ブラザーズ・ホールディングス株式会社およびリーマン・ブラザーズ証券株式会社に関する民事再生手続の進捗状況、ならびにリーマン・ブラザーズ証券株式会社に対して金融庁が取る措置につき、引き続き注意を払う必要があります。

Key Contacts:

阿部 信一郎
T: +81 3 5157 2951
E: shinichiro.abe@bakernet.com

武藤 佳昭
T: +81 3 5157 2753
E: yoshiaki.muto@bakernet.com

水落 一隆
T: +81 3 5157 2724
E: kazutaka.mizuochi@bakernet.com

ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 東京青山・青木・狛法律事務所（外国法共同事業）は、各国に所在するオフィスをメンバーファームとするスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。